

◆ 表 彰 規 程 ◆

第1条 富山県民スポーツ大会開催規程第11条の規定に基づき、富山県民スポーツ大会の表彰に関し定める。

第2条 第一部・第二部及び第三部に係る表彰は次により行う。

2 第一部

各競技の種目並びに種別の区分ごとに、それぞれ2位まで表彰する。

3 第二部

各競技の種目並びに種別（一般男子、一般女子、中学男子、中学女子）の区分ごとにそれぞれ3位まで表彰する。ただし参加が8チーム以上の場合は、A及びBの2つのグループに分け、それぞれ2位まで表彰する。

4 第三部

各競技の種目並びに種別の区分ごとに、それぞれ3位まで表彰する。

ただし、参加が8チーム（個人）以上の場合はA及びBの2つのグループに分け、それぞれ2位まで表彰する。